

議会運営委員会会議録

平成23年9月1日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 10:30

案件

議会の運営について

議長の諮問について

議会の会議規則、委員会に関する条例等について

(内容)

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 決算特別委員会の設置について
 - (1) 設置の有無
 - (2) 名称：平成22年度決算特別委員会
 - (3) 定数：11人
 - (4) 人選届出期限：9月14日(水)午後5時
 - (5) 設置時期：9月22日(木)
- 4 会期及び会議予定について
- 5 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願(追加)の提出締切日について
 - (1) 一般質問通告締切日 9月9日(金)午後5時
 - (2) 議案に対する質疑通告締切日 9月14日(水)午後5時
 - (3) 意見書案・請願(追加)提出締切日 9月14日(水)午後5時
- 6 その他
 - (1) 次回委員会予定 9月16日(金)本会議終了後

委員長

只今から、議会運営委員会を開会いたします。

おはかりいたします。道祖委員から他行のため欠席する旨の届け出がっております。

本委員会として、道祖委員の代わりに森山議員に委員外議員として、出席を求めることにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。それでは、そのように決定いたしました。森山議員、委員席へおすわり下さい

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

平成23年第4回定例会の提出議案について執行部に説明を求めます。

財政課長

まず、予算関係議案の概要についてご説明いたします。

議案第64号(「平成23年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」)および議案第65号(「平成23年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」)につきましては、別に配布いたしております「平成23年度補正予算資料」により説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、表の下のほうに記載してお

りますように、補助事業に伴う事務事業費の変更、および今後の所要額を見込んで補正するものでございます。

補正額につきまして、一般会計で 5 億 9,095 万 3 千円、学校給食事業特別会計で 6 万円を追加いたしております。また、企業会計の下水道事業会計で 4,000 万円を追加し、合計で 6 億 3,101 万 3 千円を計上いたしております。

2 ページをお願いいたします。補正予算概要の主なものについて、ご説明いたします。

まず、一般会計の歳入の県支出金では、地域グリーンニューディール基金事業費補助金など、今回補正しております補助対象実施事業に係る財源として計上しておりますが、各事業の内容につきましては歳出の欄でご説明させていただきます。

財産収入では、平恒工場適地(第 3 区画)および飯塚リサーチパーク(第 8 区画の一部)の市有土地売払収入 1 億 8,471 万 5 千円を計上しております。

繰入金は、今回の補正予算の財源調整として、財政調整基金の繰入額を 207 万 8 千円減額するものでございます。

市債につきましては、今回補正しております起債対象事業の財源として合併特例債等を活用して実施するため計上いたしております。

次に、歳出ですが、議会費では、条例廃止となりました政務調査費補助金の予算を全額減額し、新たに議員調査研究活動経費として旅費などの必要経費を計上するものでございます。

3 ページをお願いいたします。総務費の財産管理費では、庁舎省エネ改修事業といたしまして 10/10 の県の地域グリーンニューディール基金事業費補助金を受け、本庁舎および穂波庁舎の照明の LED への改修などを実施するものであります。

人権同和推進費では、川島納骨堂新築事業費として用地購入費等を計上するもので、財源としては設計委託料を除いて県からの補償金がこれに充てられます。

戸籍住民基本台帳費では、窓口業務委託料として平成 24 年 4 月から証明コーナー・届出登録コーナーの受付・登録業務の委託を実施するにあたり、引継ぎ等に係る経費を計上するものでございます。

民生費の高齢者福祉費では、介護基盤緊急整備補助金を追加計上し、認知症対応型共同生活介護施設の自動火災報知設備整備事業等々への支援を行うものであります。

児童措置費では、私立保育所整備事業費補助金を追加し、市内 2 保育園の施設整備事業費の 3/4 を補助するものでございます。

次の街なか子育てひろば新設事業費は、穂波子育て支援センターを廃止し、東町商店街の空き店舗を借上げ、子育て支援センターを設置するものであります。

4 ページをお願いいたします。労働費の労働諸費では、県の 10/10 の基金事業を活用した学校保安員派遣事業、およびグルメマップや観光パンフレットの外国語版などを作成する飯塚市観光発展事業などを実施し、新たな雇用の創出を図ろうとするものであります。

農林水産業費の農業土木費では、ため池堤体の地盤改良等を実施する山中ため池改修工事、および浸水対策事業として有井用排水路改良事業を計上いたしております。

商工費の商工総務費では、飯塚リサーチパーク第 8 区画一部売払いに伴い不要となった地下埋設電線の撤去工事負担金を計上いたしております。

商工業振興費では、東町商店街のアーケード装飾照明等の LED 化等に対し補助する商店街活性化事業費補助金および本町商店街の空き店舗対策として実施する親子で子育て商店街事業費補助金を、共に県の補助金を活用し計上いたしております。

観光費では、筑豊ハイテニスコート改修事業費として計上し、老朽化が著しいテニスコートを H24 年度の国際車いすテニス大会開催までに改修するものでございます。

土木費の道路橋りょう新設改良費では、東勢田・新立線道路法面の崩壊防止のため改修工事を新規に計上するものであります。

5 ページをお願いいたします。下水道費では、浸水対策事業といたしまして防災(浸水)対策基本計画の短期事業のうち実施が可能となった事業を早期に進めていくため、各所調査測量設計委託料および各所浸水対策工事を追加いたしております。

教育費の事務局費では、3 年間の県の指定を受け、小中一貫教育研究事業費を追加計上し、事業の充実を図ろうとするものでございます。

公民館費では、コミュニティ助成金が採択されたことにより、穂波地区公民館連絡協議会イベント用品等購入助成金を計上いたしております。

災害復旧費では、5 月の大雨により被災した農業施設 3 ヶ所の災害復旧のための工事費を計上いたしております。

繰越明許費は、筑豊ハイツテニスコート改修工事および浸水対策事業の各所調査測量設計委託料につきまして、年度内の完了が見込めないため設定するものでございます。

債務負担行為は、窓口業務委託料につきまして平成 24 年度から 28 年度まで 5 ヶ年間の委託業務を実施しようとするもので、各年度 4,100 万円を限度として設定するものでございます。

次に学校給食事業特別会計について補足説明させていただきます。

先に債務負担行為から説明いたしますが、伊岐須小学校および庄内小・中学校の給食調理等業務委託料につきまして、平成 24 年度から 3 ヶ年間の業務を実施するため、それぞれ限度額を設定し 23 年度中に業者の選定をしようとするものでございます。

この調理委託業者を給食運営審議会に検討部会を設置しプロポーザル方式で選定するため、歳出で委員報酬等の経費を計上いたしております。

以上簡単ではございますが、一般・特別会計の説明を終わります。

上下水道部総務課長

続きまして、企業会計の補正予算の説明をいたします。

まず一般会計に続きまして、議案第 6 6 号「平成 23 年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第 3 号）」につきまして説明をさせていただきます。

補正予算資料の 6 ページをお願いいたします。今回の補正は施設の老朽化に伴い、「川島菰田汚水幹線管渠改良工事」として、4,000 万円を増額するものであります。併せてそれに伴います企業債、国庫補助金を増額するものであります。

次に、議案第 8 1 号、専決処分「平成 23 年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認をもとめるものでございます。

表題が「平成 23 年度補正予算資料」（平成 23 年 8 月 5 日専決） となっております資料の 2 ページをお願いいたします。

今回の補正は浸水対策事業における「浦田第一雨水幹線整備工事」に伴うもので、国、県、JR との協議により「工事請負費」及び「工事負担金」を補正するものです。「浦田第一雨水幹線整備工事」につきましては、平成 23 年度から 24 年度までの 2 カ年で工事を行うための債務負担行為を設定しておりましたが、東日本大震災に伴う国庫補助金の調整のため、債務負担行為を廃止し、23 年度工事請負費を 54,700 千円増額するものであります。また、「浦田第一雨水幹線整備負担金」につきましては、JR との協議により 3 カ年の基本協定を締結する必要が生じたことから債務負担行為を追加するとともに、設計の見直しにより、23 年度工事負担金を 55,914 千円減額するものであります。併せまして、企業債、国庫補助金を減額しております。共に工期内に工事を終了させるため専決処分をさせていただいております。

以上、簡単ですが、企業会計補正予算及び専決による補正予算の説明をおわります。

総務課長

引き続き、予算関係以外の議案について、ご説明いたします。

お配りしております「議案概要」で、説明させていただきます。

「議案第 67 号飯塚市子育て支援センター条例」につきましては、地域子育て支援拠点事業を東町商店街の空き店舗を活用した「街なか子育てひろば」として新たに実施するにあたり、従来から事業実施しておりました子育て支援センター4 施設と併せて条例を制定するものでございます。

「議案第 68 号飯塚市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、放送法等の一部改正等に伴いまして、関係規定の整備を行うものでございます。

議案第 69 号から第 71 号までの 3 件の「契約の締結」につきましては、(仮称)飯塚市立穎田小中学校の建設工事の契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

請負人、契約金額はそれぞれ、

第 69 号の 1 工区が「前田・春田・エムハウジング 特定建設工事共同企業体」、10 億 6,905 万 1,200 円、第 70 号の 2 工区が「山下・本河 特定建設工事共同企業体」、2 億 5,572 万 150 円、第 71 号の 3 工区が「九特・徳永 特定建設工事共同企業体」、4 億 1,508 万 9,150 円でございます。

「議案第 72 号財産の譲渡」につきましては、天道自治公民館の敷地を認可地縁団体であります「天道自治公民館」に無償で譲渡するものでございます。

2 ページをお願いいたします。

「議案第 73 号土地の処分」につきましては、平恒地区工場適地の 1 万 1,861.49 平方メートルを研修施設等を含む緊急物資輸送センター用地敷として「社団法人 福岡県トラック協会」に売却するもので、処分価格は 8,065 万 8,132 円でございます。

「議案第 74 号土地の処分」につきましては、幸袋の飯塚リサーチパークの 6,000.15 平方メートルを事業等用地敷として「株式会社 九電工」に売却するもので、処分価格は 1 億 405 万 7,319 円でございます。

「議案第 75 号訴えの提起」につきましては、片島 1 丁目地内の市有地内に存在し、長期にわたり市が管理してまいりました所有権の保存登記がなされていない個人名義の墓地敷につきまして、街路事業の代替地として取得する必要があるが、表示登記に所有者として記載されている者の所在が判明しないため、この者に対して福岡地方裁判所飯塚支部に時効取得による所有権確認請求訴訟を提起するものでございます。

「議案第 76 号指定管理者の指定」につきましては、「飯塚市文化会館」の指定管理者として、「財団法人 飯塚市教育文化振興事業団」を平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間、指定するものでございます。

「議案第 77 号指定管理者の指定」につきましては、「飯塚市市民交流プラザ」の指定管理者として、「特定非営利活動法人 市民活動ネットワーク e - Z U K A」を平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間、指定するものでございます。

3 ページをお願いいたします。

「議案第 78 号指定管理者の指定」につきましては、「飯塚市穂波福祉総合センター」の指定管理者として、「株式会社 トキワビル商会」を平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間、指定するものでございます。

「議案第 79 号、第 80 号市道路線の廃止、認定」につきましては、開発行為に伴い 2 路線を廃止し、1 路線を認定するものでございます。

「平成 22 年度飯塚市一般会計歳入歳出決算」から「平成 22 年度飯塚市立病院事業会計決算」までの 18 件の認定議案につきましては、地方自治法、地方公営企業法の規定に基づき、22 年度の各会計の決算の認定をお願いするものでございます。

最後に報告第 19 号から 4 ページの第 21 号までの 3 件の報告でございますが、地方公共団体

の財政の健全化に関する法律に基づく平成 22 年度の「健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率」及び「市道上の車両損傷事故 1 件、交通事故 1 件に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」の専決処分につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。次に、「議案の付託委員会」について事務局に説明させます。

議会事務局次長

議案の付託委員会について説明いたします。議案書をお願いいたします。

議案第 64 号は総務委員会に、65 号は市民文教委員会に、66 号は経済建設委員会に、67 号は厚生委員会に、68 号は経済建設委員会に、69 号から 71 号までの 3 件はいずれも市民文教委員会に、72 号は総務委員会に、73 号及び 74 号は経済建設委員会に、75 号は総務委員会に、76 号及び 77 号は市民文教委員会に、78 号は厚生委員会に、79 号から 81 号までの 3 件はいずれも経済建設委員会に、それぞれ付託していただいております。

次に、認定議案でございますが、第 1 号から 14 号までの 14 件につきましては、のちほど審議していただきます特別委員会に、15 号から 17 号までの 3 件につきましてはいずれも経済建設委員会に、18 号は厚生委員会にそれぞれ付託していただいております。

最後に、報告事項第 19 号から 21 号までの 3 件につきましては、最終日に報告、質疑と考えております。以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「議案の付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、「議案の付託委員会」については、そのように決定いたしました。

次に、「決算特別委員会の設置」について事務局に説明させます。

議会事務局次長

認定第 1 号から認定第 14 号までの 14 件の決算認定議案につきましては、特別委員会を設置して付託することが、飯塚市議会申し合わせ事項に記載されておりますので、これに従いまして、特別委員会を設置していただいております。

なお、特別委員会の名称は「平成 22 年度決算特別委員会」、委員定数は 11 人とし、付託期間は、12 月定例会までと考えておりますのでよろしくご審議方をお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。事務局説明のとおり、認定第 1 号から第 14 号までの 14 件については、決算特別委員会を設置し、審査することに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、特別委員会の名称は、「平成 22 年度決算特別委員会」とし、委員定数は 11 人、付

託期間を12月定例会までとして、付託案件は閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会の名称、委員定数、付託期間及び付託方法は、そのように決定いたしました。

次に、「委員の人員割り振り等」について事務局に説明させます。

議会事務局次長

人員割りにつきましては、お手元に配付しております特別委員会人員割表のとおりでございます。特別委員会の委員数はただいま申しました11名ということでございます。

各会派の人員から2.5名につき1名の割合で選出をしていただきたいと思いますと考えております。なお、正副議長及び監査委員につきましては会派人員数には算入しますが、選出の対象とはなりません。その結果、不足する委員数につきましては、印等で示しております端数がある各会派間で協議をいただき選出していただきたいと思いますと考えております。

なお、各会派の選出委員の届け出期限につきましては、9月14日(水)午後5時までといたしまして、特別委員会の設置は9月22日(木)の本会議におきまして議長発議により設置していただいておりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「委員の人員割り振り」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、「委員の人員割り振り」についてはそのように決定いたしました。

次に、「人選の届け出期限」は9月14日(水)午後5時までとし、「特別委員会の設置時期」については、9月22日(木)とすることにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、「人選の届け出期限」及び「特別委員会の設置時期」はそのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について事務局に説明させます。

議会事務局次長

お手元に配付しております「平成23年第4回 飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧ください。まず、会期につきましては、9月8日から9月30日までの23日間を考えております。

次に、会議予定でございますが、お手元に配布しております会期日程(案)のとおりと考えております。内容の説明は省略させていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、「会期及び会議予定」については、そのように決定いたしました。

次に、「質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日」について事務局に説明させます。

議会議務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締切日は、申し合わせのとおり、招集日の翌日であります9月9日・金曜日の午後5時までと考えております。

次に、議案に対する質疑通告締切り及び意見書案・請願については、9月14日・水曜日、午後5時までとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の(追加)の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、その他でございますが、次回の委員会は9月16日(金)の本会議終了後に開催いたしますので、よろしく願いいたします。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件については継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。